

議案第166号

さいたま市医療法施行条例の制定について  
さいたま市医療法施行条例を次のように定める。

平成24年11月28日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市医療法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、医療法(昭和23年法律第205号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(専属薬剤師を配置すべき診療所)

第2条 医療法第18条本文に規定する専属の薬剤師を置かなければならない診療所は、医師が常時3人以上勤務する診療所とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。